

Press Release



2025年12月24日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 春日井 博
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
証券コード 8616 東証プライム・名証プレミア

従業員向け譲渡制限付株式付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員（正社員）を対象に譲渡制限付株式を付与すること（以下、「本件付与」）の方針を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本件付与の目的

当社グループは、2025年10月1日に「東海東京フィナンシャル・グループ誕生25周年」を迎える、株主の皆さまやお客さまに対する感謝の還元のみならず、当社の従業員の貢献に対する特別な還元が必要であると考えております。

本件付与は、従業員の過去の貢献に報いるとともに、今後の当社グループの企業価値向上に持続的に寄与することを期待しています。また、従業員の中長期的な資産形成の一助とともに加え、当社グループの業績や株価への意識を高めることで、株主の皆さまとの一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを醸成することを目的としております。

2. 本件付与の対象者

本件付与の対象者は、当社に在籍する従業員（当社から子会社等への出向者を含む正社員に限ります。）のうち、本件に同意する者（以下、「対象従業員」）です。

3. 本件付与の概要

本件付与は、対象従業員に対し譲渡制限付株式を付与するため、当社の取締役会決議に基づき金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として会社に出資させることで、対象従業員に当社普通株式を発行し、これを保有させるものです。

本件は、従業員の在任期間に連動する譲渡制限付株式報酬を付与するものであり、1株当たりの払込金額は、新株発行に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象従業員への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

また、本件付与に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象従業員は、あらかじめ定められた期間（2026年6月30日迄）、本割当契約により割当を受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等
- ③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ④ 組織再編等における取り扱いについて

本件付与により対象従業員に付与された株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができず、譲渡制限期間中は、対象従業員が CHEER 証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

4. その他

本件付与に関する具体的な内容については、今後開催される当社取締役会において決定いたします。

以上

本件に関するお問い合わせは、コーポレートコミュニケーション部 03-3517-8618 までお願いいたします。